○府中市立図書館条例

平成4年3月27日条例第2号

改正

平成20年3月31日条例第23号 平成23年9月22日条例第20号

府中市立図書館条例

(設置)

「図書館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 図書館は、府中市府中町43番地に置く。

(事業)

- 第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。
- (1) 法第3条各号に掲げる事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業」(2) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業 (管理)
- 団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(開館時間及び休館日)

- 第5条 図書館の開館時間及び休館日は次のとおりとする。
- (1) 開館時間 午前10時から午後6時30分まで
- (2) 休館日

ア 毎週火曜日(ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和25年法 (単第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)である るときを除く。)

イ 毎月第3日曜日

- ウ 図書整理日(毎月末日。ただし、この日が火曜日又は祝日法による休 日であるときは、その翌日とする。)
- エ 特別図書整理期間 (9月のうち7日以内)
- オ 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

○府中市立図書館条例

平成4年3月27日条例第2号

旧

改正

平成20年3月31日条例第23号 平成23年9月22日条例第20号

府中市立図書館条例

(設置)

|第1条 市民の教養と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第||第1条 市民の教養と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第 - 118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、府中市立図書館(以下 | 118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、府中市立図書館(以下 「図書館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 図書館は、府中市府中町43番地に置く。

(事業)

- 第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。
- (1) 法第3条各号に掲げる事業
- (管理)
- 第4条 図書館の管理は、別に定めるところにより市が指定した法人その他の 第4条 図書館の管理は、別に定めるところにより市が指定した法人その他の 団体(以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。 (開館時間及び休館日)
  - 第5条 図書館の開館時間及び休館日は次のとおりとする。
  - (1) 開館時間 午前10時から午後6時30分まで
  - (2) 休館日

ア 毎週火曜日(ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和25年法 律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)であ るときを除く。)

イ 毎月第3日曜日

- ウ 図書整理日(毎月末日。ただし、この日が火曜日又は祝日法による休 日であるときは、その翌日とする。)
- エ 特別図書整理期間 (9月のうち7日以内)
- オ 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

- 2 指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、 前項の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (入館の制限等)
- 拒み、又は退館させることができる。
  - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯 する者
  - (2) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
  - (3) その他管理運営上支障があると認められる者 (損害賠償の義務)
- 第7条 図書館の建物、設備、備品、資料等を損傷し、又は滅失した者は、こ第7条 図書館の建物、設備、備品、資料等を損傷し、又は滅失した者は、こ 理者において、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。 (図書館協議会)
- 第8条 法第14条の規定により、府中市立図書館協議会(以下「協議会」とい 第8条 法第14条の規定により、府中市立図書館協議会(以下「協議会」とい う。)を置く。
- 2 協議会の委員の定数は7名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家 2 協議会の委員の定数は7名以内とし、教育委員会がこれを委嘱する。 庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに図書館利用者 の中から、教育委員会がこれを委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬等)
- 第9条 協議会の委員の報酬は、府中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及|第9条 協議会の委員の報酬は、府中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例(昭和31年府中市条例第30号)により支給する。 (指定管理者が行う業務)
- において、次の業務を行うものとする。
- (1) 指定管理施設の事業の実施に関する業務
- (2) 指定管理施設の利用の制限に関する業務
- (3) 指定管理施設の建物並びに設備及び備品の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務 (指定管理者の指定の期間)

- 2 指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、 前項の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (入館の制限等)
- 第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を 第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を 拒み、又は退館させることができる。
  - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯 する者
  - (2) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
  - (3) その他管理運営上支障があると認められる者 (指害賠償の義務)
- れを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管 れを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管 理者において、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。 (図書館協議会)
  - う。)を置く。

  - 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬等)
  - び費用弁償に関する条例(昭和31年府中市条例第30号)により支給する。 (指定管理者が行う業務)
- 第10条 指定管理者は、指定を受けた図書館(以下「指定管理施設」という。)|第10条 指定管理者は、指定を受けた図書館(以下「指定管理施設」という。) において、次の業務を行うものとする。
  - (1) 指定管理施設の事業の実施に関する業務
  - (2) 指定管理施設の利用の制限に関する業務
  - (3) 指定管理施設の建物並びに設備及び備品の維持管理に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務 (指定管理者の指定の期間)
- 第11条 指定管理者が指定管理施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属 第11条 指定管理者が指定管理施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属

する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、 その日)から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨 げない。

年度に係る指定管理施設の管理を行う場合においては、前項の規定にかかわ らず、当該年度の3月31日までを1年間とみなす。

府中市条例第34号)第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し た場合において、新たに指定する指定管理者の指定の期間は、前2項の規定 にかかわらず、取消しを受けた指定管理者の残りの期間とする。 (委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月31日条例第23号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成23年9月22日条例第20号抄)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成24年3月14日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、 その日)から起算して3年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨 げない。

- 2 指定管理者が指定を受けた日が4月2日以後で、指定を受けた日の属する12 指定管理者が指定を受けた日が4月2日以後で、指定を受けた日の属する 年度に係る指定管理施設の管理を行う場合においては、前項の規定にかかわ らず、当該年度の3月31日までを1年間とみなす。
- 3 府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成15年 3 府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成15年 府中市条例第34号) 第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し た場合において、新たに指定する指定管理者の指定の期間は、前2項の規定 にかかわらず、取消しを受けた指定管理者の残りの期間とする。 (委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月31日条例第23号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成23年9月22日条例第20号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。